

【3条】 許可申請に際しての必要書類一覧

No.	チェック	必要書類	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	許可申請書 ※3部提出 許可申請書(別添) ※3部提出	・申請書上部余白に捨印を押印 ・申請書と申請書(別添)をホチキス留めし、割印を押印
2	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(登記簿謄本)	・抵当権、仮登記等がある場合は、権利者の承諾書(実印押印)及び印鑑証明を添付 ・記載の住所が現住所と異なる場合は、本人であることを確認できる書類(戸籍の附票等)を添付
3	<input type="checkbox"/>	公図の写し	・権利を移転(設定)しようとする土地を表示した公図の写し(法務局)
4	<input type="checkbox"/>	付近の近況図	・住宅地図など周辺の状況が分かるもの
5	<input type="checkbox"/>	住民票	・申請者が町外在住の場合のみ添付
6	<input type="checkbox"/>	権利を取得しようとする者(譲受人)が法人(団体)の場合は右記の書類	・法人登記事項証明書(登記簿謄本) ・定款の写し ・農地保有適格法人の場合は事業等の状況(別紙) ※事前に農業委員会までご相談ください。
7	<input type="checkbox"/>	耕作証明書	・権利を取得しようとする者が他市町村でも耕作している場合に添付(農地のある市町村の農業委員会で交付)
8	<input type="checkbox"/>	営農計画書	・新規就農者又は町内の農地を初めて耕作する場合に添付
9	<input type="checkbox"/>	委任状	・代理申請の場合に添付
10	<input type="checkbox"/>	その他、許可の可否を判断するために必要となる書類	・申請内容の審査にあたり、農業委員会で必要と判断した場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。 ※事前に農業委員会までご相談ください。
申請にあたっての留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書、許可申請書(別添)は3部、添付書類は全て1部(原本)を提出してください。 ・譲受人は50a以上の農地(借入地、申請地を含む)を耕作し、年間150日以上農業に従事していること。 ※渡瀬地区及び旧神泉村の区域の農地を取得する場合は30a以上 ・譲受人の所有地(借入地を含む)及び申請地はすべて農地として適正に管理されていること。 ※違反転用等がある場合は許可されません。 ・申請者が経営移譲年金を受給されている場合は、必ず事前にご相談ください。 ※年金が支給停止になる場合があります。 ・土地改良区内の農地を取得する場合は、別途土地改良区への届出等の手続きが必要です。詳しくは当該土地を管轄する土地改良区にお問い合わせください。 			

申請書の提出締切は、毎月10日午後5時までです。

(10日が土、日、祝日の場合は、翌開庁日の正午までとなります。)

神川町農業委員会(神川町経済観光課内) TEL0495-77-0703